

春日市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業 よくある質問

	質問	回答
1	がんであれば、誰でも利用できるのですか	40歳未満の若年がん患者であって、医師から一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方(末期がん患者)で、在宅療養上の生活支援及び介護が必要な方のみが対象です。
2	40歳以上は、利用できないのですか	39歳以下が対象です。 40歳以上の方は、介護保険認定申請を行い、介護認定度に応じた介護保険サービスを利用してください。介護保険申請等の問い合わせは、市ウェブサイト又は高齢課(電話584-1111)までお尋ねください。
3	本人でなくても申請はできますか。	本人や家族が申請をすることができます。また、サービス事業所等が申請の代行を行うこともできます。その際は委任状(様式第8号)の提出をお願いします。健康課窓口での申請ができない場合、郵送で申請することもできます。
4	本人は春日市民ですが、介護をする家族(申請者)は住民票の異動をしていないため、市民ではありませんが利用できますか。	利用対象者本人が春日市民であれば対象となります。
5	介護認定の申請が必要ですか	介護保険認定申請は不要です。 本事業の利用申請書(様式第1号)及び医師意見書(様式第2号)を健康課に提出してください。審査の上、決定通知書を後日送付いたしますので、サービス事業者等との契約を行ってください。介護保険サービス事業者は、介護保険サービス事業所ガイドブック、市ウェブサイトをご覧ください。
6	掃除や料理などの家事をお願いすることができますか	掃除や料理などの家事代行支援は、「生活援助」と言い、本事業の利用助成の対象です。ただし、介護保険法に基づく介護サービスと同等のものとなります。 原則として同居家族がいる場合の生活援助は利用できませんが、市がやむを得ない事情があり必要であると認めた場合は、同居家族等の有無にかかわらず利用できる場合がありますので事前にご相談ください。
7	訪問看護は対象になりますか	「訪問看護」は、対象ではありません。 訪問看護は、看護師が医師の指示に基づいて、訪問看護ステーションなどから自宅を訪問し、療養上の世話や医療処置等を行うサービスのことを言います。
8	子どもの場合も、車いすなどの福祉用具の貸与・購入は対象ですか。	福祉用具の貸与・購入の利用ができます。 ただし、「小児慢性特定疾病医療費」を受給しており、「小児慢性特定疾患児用具給付事業」の利用できる場合は、そちらを優先して利用してください。なお、小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業には、「福祉用具の貸与」は行っていませんので、対象者の病状及び身体状況等又は経済的負担などを考慮し、他制度との重複利用がない場合は本事業による助成の対象となります。
9	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の特殊寝台の利用条件を満たさず、対象外となりました。本事業での同品目の申請ができますか。	他の制度の利用ができず助成を受けていない場合に限り、本事業の対象となります。
10	自己負担について教えてください	サービス費用の1割(生活保護受給世帯は無料)が自己負担です。 利用上限額は月6万円で、それを超えた場合は自己負担となります。いったん介護サービス事業所に全額お支払いいただいた後、市に請求の手続きを行ってください。
11	自宅で入浴をさせてあげたいのですが、どのようなサービスがありますか	自宅の浴室で入浴をする場合は、「身体介護」として、入浴の介助サービスを利用できます。また、寝たきり等で自宅の浴室での入浴が難しい場合は、自宅に特殊浴槽などを搬入して入浴をする「訪問入浴介護」が利用できます。